

京都市告示第492号

児童福祉法第24条の3第2項の規定により、指定障害児相談支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和3年1月4日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
合同会社I&I	児童発達支援	セカンド 2650100262	京都市北区大宮中総 門口町34グランベ ルジュール1階東	令和3年 1月1日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)